

Takashi Tsuchiya monthly magazine

January 2017

T-NEWS

1

【 Vol.008 】



土屋 敬の「つれづれ雑記」

来年から 65 歳以上も雇用保険の適用対象に

日本の総人口は約1億2,709万人。4人に1人が65歳以上！

外国人を雇用する会社は、“国外扶養親族”に注意！

無申告法人調査で法人税・消費税合計86億円を追徴

労働時間を適正に把握していますか？



土屋敬の つれづれ雑記

新年明けましておめでとうございます。

せっかくの長期休暇なのでゆっくり過ごそうと
思っていたのですが、早くもお正月に飽きました。

(注：この原稿を書いているのは1月2日です)



ビール片手に箱根駅伝を見ながら号
泣するのが正月の恒例行事

テレビはつまらないし、おせちではなく普通の料理が食べたいし、
そもそも休みに飽きました。

うーんそろそろ、仕事がしたくなりました。

昼寝を入れたら、10時間以上は寝ています。

こんな生活を続けていたら、ダメ人間になってしまいます。

私の場合、諸悪の根源は【アルコール】。

こいつを朝から飲んでしまうから、惰性な生活になるのです。

紅白蒲鉾を肴にビールを飲みながら、箱根駅伝を見る。もう、最高…(笑)。

この正月のように極限に暇な生活は、リタイア後には誰でもやってきます。
24時間、365日、自由時間。

起きているときはテレビとアルコールと食事。1日の半分は寝て過ごす。
正直、老後が怖いです。

これまで65歳で引退を考えておりましたが、
弊社には73歳になった今でも現役で活躍する先輩ライフプランナーがおります。

この正月でさらに厚みを増したお腹の脂肪をつまみながら、
70歳でも、80歳でも現役で働こうと思直しました。

将来は、知識も経験も豊富な高齢ライフプランナー同士でチームを作り、
日本の中小企業と、お客様一人ひとりのご家庭に貢献する活動をしたいと思います。

今年は酉年。私は4回目の「年男」です。

新年早々、老後のビジョンもできましたし(笑)、

「年男」らしく、何か新しいことにチャレンジする一年にします。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

来年から 65 歳以上も雇用保険の適用対象に

平成 29 年 1 月 1 日より適用拡大

現在、65 歳以降に入社した者は雇用保険に加入できず、雇用保険給付の対象とならないことになっている。しかしながら、現在の 65 歳以上の雇用状況等をみると、ハローワークにおける 65 歳以上の新規求職者数、就職件数、高齢求職者給付金受給者数等は増加している。また、高齢者の就労希望年齢についても半数近い者が 65 歳を超える就労を希望しており、生涯現役社会実現の観点から高齢者の雇用推進のためにも法律の改正が求められていたところである。

そのような背景もあり、平成 28 年 3 月 29 日に成立した雇用保険法等の一部を改正する法律により、平成 29 年 1 月 1 日以降は、65 歳以上の労働者も「高齢被保険者」として雇用保険の適用対象とすることになったわけだが、今回はこの雇用保険法改正のポイントと実務上の扱いについて解説していくこととする。

雇用保険改正のポイント

現 行	平成 29 年 1 月以降
① 65 歳以降に入社した人は雇用保険に加入できない。	① 年齢に関係なく、要件を満たせば雇用保険に加入することになる。
② 64 歳以前から雇用保険に加入している人が 65 歳以降も引き続き同じ会社で働いている場合、雇用保険に継続加入する。	② 今まで年齢を理由に雇用保険に加入していなかった人は平成 29 年 1 月 1 日に加入となる。
③ 4 月 1 日時点で 64 歳以上の人は雇用保険料が免除される。	③ 雇用保険料免除制度は廃止となる。ただし、平成 32 年 3 月までは 65 歳以上の新規雇用保険取得者を含め、64 歳以上の人は保険料が免除される。

雇用契約書などで該当する人がいないか確認すること

平成 29 年 1 月 1 日以前に満 65 歳以上で雇用された人については、施行日付で加入手続きが必要となるので特に注意が必要である。また給与計算においては、もともと雇用保険料が免除になるので雇用保険の資格取得届を提出した後で、いざ給与計算をする際に間違えて一般の人と同じように雇用保険料を控除しないよう注意したい。

平成 29 年 1 月 1 日以降に満 65 歳に達した人で、週 20 時間以上かつ 31 日以上継続して雇用する見込みがある人を雇い入れる場合、雇用保険の資格取得届を提出しなければならないが、雇用形態がアルバイトなどで労働時間から社会保険（健康保険・厚生年金）の適用対象外であっても雇用保険だけは加入しなければならないという人も出てくるので、雇用契約書などで早い段階で確認しておきたい。

今回の改正で対象となる方の雇用保険の資格取得届の提出期限は、本来であれば資格取得日の属する月の翌月 10 日までとなっているが、平成 28 年 12 月末までに雇用し平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用する予定の 65 歳以上の労働者の資格取得届は、特例で平成 29 年 3 月 31 日まで提出すればいいことになっているのであわせて押さえておきたい。

参照：厚生労働省「雇用保険の適用拡大等について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000136394.pdf>
 庄司 英尚（株式会社アイウェア代表取締役、庄司社会保険労務士事務所代表、社会保険労務士）

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所

ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F
 Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
 携帯 090-9538-2463
 E-mail: takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

日本の総人口は約1億2,709万人。4人に1人が65歳以上！

大正9年の国勢調査開始以降、初めて日本の人口が減少

総務省が10月26日に公表した「平成27年（2015年）の国勢調査人口等基本統計（確定値）」によると、昨年10月1日現在の日本の総人口（外国人等を含む）は1億2,709万人で、前回の平成22年（2010年）調査に比べて96.3万人（0.8%）減少した。また、5年ごとに実施される国勢調査が始まった大正9年（1920年）以降で日本の総人口が減少するのは、今回が初めてである。出生数が死亡数を下回る自然減が大きく影響した。

なお、総人口の98.6%にあたる日本人人口は1億2,428万人で、平成17年（2005年）調査時の1億2,573万人をピークに、平成22年（2010年）調査時の1億2,536万人に続いての減少（107.5万人）であり、実質的に10年前から減少が始まっていたことがわかる。一方、日本在住の外国人は175万人で、前回と比べて、10.4万人の増加であった。

男女別では、男性が6,184万人、女性が6,525万人で、341万人女性のほうが多い。

日本の人口は、中国、インド、アメリカなどに続いて世界で10番目であるが、上位20か国の中で人口増減率（2010～2015年）がマイナスなのは、日本だけである。

65歳以上が4人に1人（26.6%）で過去最高、15歳未満は8人に1人（12.6%）で過去最低を更新

65歳以上の人は3,347万人で、総人口に占める割合は26.6%。初めて25%を上回り、4人に1人が高齢者となった。一方、15歳未満の人は1,589万人で同12.6%と8人に1人の状況である。

大正9年（1920年）当時に5.3%であった65歳以上の人の割合は、昭和60年（1985年）に10.3%に到達するまでに65年を要したが、今回調査の26.6%にはその半分以下の30年で到達している。同様に、大正9年（1920年）当時に36.5%で3人に1人以上が15歳未満であったが、今回調査では12.6%と当時のおよそ3分の1にまで減少している。つまり、生産年齢である15～64歳をはさんで2つの年齢層に急激な逆転現象が起きていることになる。

ちなみに15～64歳の層は、平成2年（1990年）には69.7%までその割合が増加していたが、近年の15歳未満人口の減少に伴い、今回は60.7%まで減少しており、今後も減少が見込まれている。労働力の担い手が減少すれば、社会保障の財政基盤も危うくなるわけで、少子高齢化の問題解決に向けて効果的な改善策の実施が待たれる。

総世帯数は5,345万世帯で過去最高も、その要因は単身世帯の増加

総世帯数は5,345万世帯で前回より150万世帯増え、過去最高となった。施設入所者などを除く一般世帯（5,333万世帯）のうち単身世帯が1,842万世帯で34.5%を占めている。一般世帯の3世帯に1世帯が単身世帯ということになり、1世帯当たり人数が前回の2.42人から2.33人に低下した大きな要因と考えられる。なかでも、東京都は1.99人と初めて2人を下回っており、世帯の小規模化がすすんでいることがわかる。

日本の総人口の推移（大正9年～平成27年）

	総人口 (千人)			年代別割合 (%)			
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
大正9年(1920年)	55,963	20,416	32,605	2,941	36.5%	58.3%	5.3%
昭和10年(1935年)	69,254	25,545	40,484	3,225	36.9%	58.5%	4.7%
昭和35年(1960年)	94,302	28,434	60,469	5,398	30.2%	64.1%	5.7%
昭和60年(1985年)	121,049	26,033	82,506	12,468	21.5%	68.2%	10.3%
平成2年(1990年)	123,611	22,486	85,904	14,895	18.2%	69.7%	12.1%
平成7年(1995年)	125,570	20,014	87,165	18,261	16.0%	69.5%	14.6%
平成12年(2000年)	126,926	18,472	86,220	22,005	14.6%	68.1%	17.4%
平成17年(2005年)	127,768	17,521	84,092	25,672	13.8%	66.1%	20.2%
平成22年(2010年)	128,057	16,803	81,032	29,246	13.2%	63.8%	23.0%
平成27年(2015年)	127,095	15,887	76,289	33,465	12.6%	60.7%	26.6%
22年調査からの増減	-963	-917	-4,743	4,220	-0.6%	-3.1%	3.6%

*総人口には「不詳」を含む。年代別の割合は「不詳」を除いて算出。

日本の世帯数の推移（平成7年～平成27年）

	総世帯	一般世帯 (千世帯)		単身世帯 (千世帯)	
	(千世帯)	世帯数	1世帯あたり人数	世帯数	割合
平成7年(1995年)	44,108	43,900	2.82人	11,239	25.6%
平成12年(2000年)	47,063	46,782	2.67人	12,911	27.6%
平成17年(2005年)	49,566	49,063	2.55人	14,457	29.5%
平成22年(2010年)	51,951	51,842	2.42人	16,785	32.4%
平成27年(2015年)	53,449	53,332	2.33人	18,418	34.5%
22年調査からの増減	1,498	-917	-0.09人	1,633	2.1%

出典：総務省「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果」
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.htm>

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
 第3営業所
 ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F
 Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
 携帯 090-9538-2463
 E-mail: takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0058)

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

外国人を雇用する会社は、“国外扶養親族”に注意！

マイナンバーだけじゃない、今年の年末調整の注意点

今年も年末調整の時期が近付いてきた。マイナンバーの準備を進めている会社も多いことだろう。もちろん、今年の年末調整の注意点の1つはマイナンバーなのだが、もう1つ注意しておくべき改正がある。それが、「国外居住親族に係る扶養控除」である。

平成27年度の税制改正により、年末調整において非居住者である親族（国外居住親族）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む）を源泉徴収義務者に提出し、又は提示しなければならないこととされた。この改正が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について適用されている。

この改正は、基本的には外国人を雇用する会社にのみ影響するものだが、最近では外国人留学生などを雇用する会社も増えており、該当する会社は注意が必要となる。

「親族関係書類」と「送金関係書類」とは？

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいう。

- ①戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る）

「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいう。

- ①金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ②いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類

今回の年末調整においては、特に「送金関係書類」の受理が重要となるため、手続きをスムーズに進めるためにも、該当する従業員には再度、事前に説明をしておくなどの配慮をしておきたい。

(村田 直 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所
ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F
Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
携帯 090-9538-2463
E-mail: takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0059)

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

無申告法人調査で法人税・消費税合計 86 億円を追徴

無申告法人 2,555 件に対し実地調査を実施

事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、こうした稼働無申告法人に対する調査に重点的に取り組んでいる。2016 年 6 月までの 1 年間（2015 事務年度）においては、事業を行っていると思込まれる無申告法人 2,555 件（前事務年度比 6.0%減）に対し実地調査を実施し、法人税 45 億 8,900 万円（同 42.5%増）を追徴課税した。

また、消費税については 1,981 件（前事務年度比 4.3%減）を実地調査した結果、消費税 40 億 3,700 万円（同 13.0%増）を追徴課税し、法人税と合わせて 86 億 2,600 万円（同 26.9%増）を追徴課税した。このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告だった法人税 312 件（同 23.8%増）及び消費税 214 件（同 19.6%増）の法人に対し、法人税 22 億 2,800 万円（同 29.5%増）、消費税 7 億 7,000 万円（同 2.7%増）を追徴課税している。

税務署の指導に従わず無申告だった法人

調査事例では、税務署の指導に従わず無申告だった法人 A のケースがある。建物サービス業を営む調査法人 A は、所轄署において、事業を営んでいると思われる情報を把握し、再三自主的に申告するよう指導していたが、設立以来無申告だった。今後も自主的な申告が見込めないことから、実地調査に移行した結果、多額の利益を得ていたにもかかわらず、税務署には申告していない事実が明らかになった。

申告しなかった所得は、法人 A の代表者が過去に経営し破たんした法人に係る借入金の返済資金や代表者の遊興費に充てていたことが分かった。

法人 A に対しては、7 年間の法人税の申告漏れ所得金額 2 億 5,800 万円について追徴税額 9,400 万円（加算税込み、重加算税あり）を、及び 7 年間の消費税について追徴税額 3,600 万円（加算税込み、重加算税あり）をそれぞれ課している。

赤字法人調査で不正件数の半分は実は黒字法人

一方、申告はしているものの赤字としていた法人 3 万 3,000 件に対して実地調査を行った結果、そのうちの 73%に当たる 2 万 4,000 件から 3,011 億円の申告漏れ所得金額を把握し 212 億円を追徴課税した。

また調査した約 4 件に 1 件となる 8,000 件が不正を働いており、その不正所得金額は 1,000 億円となるとともに、半数の 4,000 件は実は黒字法人で、実地調査件数全体の 13.3%（有所得転換割合）が黒字法人だったことが明らかになっている。

参考：「平成 27 事務年度 法人税等の調査事績の概要」国税庁（平成 28 年 11 月）
http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/hojin_chosa/pdf/hojin_chosa.pdf

（浅野宗玄、税金ジャーナリスト、株式会社タックス・コム代表）

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所
ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F
Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
携帯 090-9538-2463
E-mail: takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0056)

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

労働時間を適正に把握していますか？

労働時間管理の重要性はますます高まっている

労働基準法により、使用者は労働時間を適正に管理する責務を有しているが、労働時間の把握に係る自己申告制の不適正な運用に伴い、割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題が多数生じている。使用者が労働時間を適正に管理していない企業も見受けられ、インターネットの投稿サイトなどに「うちの会社は労働時間の管理がぜんぜん適正ではない」というような書き込みをする従業員も増えており、ちょっとしたきっかけで大きな問題に発展する危険性も孕んでいる。

労働時間の管理が重要であることを何となくわかっているにもかかわらず対応できないままにしている企業は多かったが、労働基準監督署の調査が増えつつある中で、いい加減な労務管理では済まされない時代となっていることを自覚すべきである。今回は労働時間管理の基礎となる部分について解説するとともに、通達を確認しながらポイントを押さえておいていただきたい。

労働時間の自己申告制は、要注意

労働時間把握については、通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」が出されている。その通達では、労働時間を適正に管理するために、従業員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録することを求めている。

その確認と記録の方法については、使用者の現認もしくはタイムカード等の客観的な記録が原則とされているが、これらの方法が難しいようであれば、自己申告制を採用することも可能としている。

一方でこの自己申告制はトラブルになるケースが多く、残業時間を過少申告することは、当たり前になっている職場も多く、それが会社や上司からの指示で行われているとなるとかなり問題である。実際に労働基準監督署の調査が入ればすぐに発覚してしまうし、組織ぐるみで著しい長時間労働を隠している場合で、36協定に違反するような時間外労働をさせている場合、悪質であると認められれば、企業及び役員が書類送検されてしまう可能性もあるので注意しなければならない。

さて、トラブルになりやすい自己申告制については、通達において注意点をまとめているので人事担当者は、実務を行っていくうえでしっかりと下記について理解しておきたい。

■自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

ア 自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 自己申告により把握した労働時間が、実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。

ウ 従業員からの労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を行わないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

参照：厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/roudouzikan/070614-2.html

庄司 英尚（株式会社アイウェーブ代表取締役、庄司社会保険労務士事務所代表、社会保険労務士）

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所

ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F

Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474

携帯 090-9538-2463

E-mail: takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0057)